

償却資産の申告をされる皆さんへ (個人事業主・法人の皆さん)

**償却資産の申告は、税務署に提出する確定申告とは別になります。
(確定申告は所得税(国税)を計算するために、償却資産申告は固定資産税(地方税)を計算するために必要な申告です。)**

申告期限 令和8年2月2日(月)

◆償却資産申告書を提出される前に、もう一度ご確認ください。

「1住所」欄は法人の本店所在地(個人は住民登録地)もしくは、納税通知書送付先を記入されていますか?

種類別明細書の各欄(特に取得年月、耐用年数、増加事由)は正しく記入されていますか?

「6この申告に応答する者の係及び氏名」欄に連絡先は記入されていますか?

増加資産が申告漏れ、異動や相続等の場合、種類別明細書の摘要欄に記入されていますか?

「15資産の所在地住所」欄は記入(屋号がある場合は屋号まで)されていますか?

課税標準の特例がある場合、特例適用を確認できる資料は添付されていますか?

「17事業所用家屋の所有区分」欄は記入されていますか?

控えの返送をご希望の方は、申告書の写しと切手を貼った返信用封筒は同封されていますか?

◆本市から送付された償却資産申告書以外で申告される方は、下記についてもご確認ください。

「所有者コード」は、本市から送付された申告書と一致していますか?

取得価額欄の「前年前に取得したもの(イ)」は本市から送付された申告書と一致していますか?

※申告もれや移動による受入れ資産の取得価額は(ハ)に記入してください

◆申告期限間近は混雑しますので、
・1月16日(金)頃までの提出
・郵送またはeLTAXでの申告

にご協力ください。

地方税ポータルシステム(eLTAX)による手続きについては、eLTAXヘルプデスク(0570-081459)にお問い合わせいただくか、eLTAXホームページをご覧ください。(https://www.eltax.lta.go.jp/)

◆前年度より資産に増減のない方は、早めのご提出をお願いいたします。

ホームページの償却資産に関する情報もご活用ください。
鹿児島市ホームページのサイト内検索で「**償却資産**」検索
または、下の二次元コードからアクセスしてください。



〈問合せ先〉鹿児島市資産税課 儻却資産係
TEL 099-216-1187

郵送の際は、必要に応じて右の宛名ラベルを切り取ってご利用ください。

〒892-8677

鹿児島市山下町11番1号

鹿児島市資産税課 儻却資産係
(償却資産申告書在中)